

# 平成 30年度 第63回 市民体育祭一部サッカー大会(一般の部) 開催要項

2018/9/20

- 1 名称 平成30年度 第63回 市民体育祭 一部サッカー大会(一般の部)
- 2 目的 市協会所属チーム相互の親睦共励を目的とする。
- 3 主催 越谷市・越谷市教育委員会・越谷市体育協会・越谷市スポーツレクリエーション協会
- 4 主管 越谷市サッカー協会
- 5 会場 越谷流通公園サッカー場・しらこぼと運動公園競技場・文教大学
- 6 期日 平成30年10月14日(日)～平成30年12月16日(日)
- 7 資格 越谷市サッカー協会に登録されたチームであって次の資格を有するチームに限る。  
(1) 当年度の登録手続を完了したチームに限る。  
(2) チームを構成する選手の中に外国籍を有する選手を含む場合は、試合に出場できる選手は3名以内に限る。  
(3) 参加する選手は選手証を必ず持参する事。  
**※選手証は、ブロックリーグ・県3部リーグで使用している選手証の代替と認められているものを使用する事を認める。**
- 8 試合組合せ 9月18日の代表会議時に抽選により決定する。
- 9 試合の方法
  - 1, 参加を認めた9チーム・ブロック代表の1チーム・県3部リーグの3チームを加えた計13チームで大会を行う。3組に分け予選リーグを行い各組上位1チームが決勝トーナメントへ進む。ブロック決勝大会出場の1チームを加えてトーナメント戦を行い優勝チームを決定する。
  - 2, 試合時間は全て70分(35-5-35)とする。時間内に勝敗が決定しない場合はペナルティ方式により勝敗を決定する。
  - 3, 予選リーグに於いての順位の設定は以下とする。  
①勝点 【試合時間内勝 3点・PK勝 2点・PK負 1点・負 0点】  
②得失点差 ③総得点数 ④当事者間の勝敗で勝利チームを上位とする ⑤抽選
  - 4, 試合の競技規則は当該年度(財)日本サッカー協会の競技規則による。
  - 5, 各試合を通じて主審により警告を2回受けた選手は次の1試合に出場することができない。1試合で2回の場合退場と同様の扱いとする。
  - 6, 試合中主審により退場を命じられた選手は次の1試合に出場することができない。その後の処置について、越谷市審判委員会の裁定に従うものとする。
  - 7, 退場における出場停止処分が、今年度内に消化できなかった場合には、次年度の大会に持ち越す事とする。累積警告における出場停止は、次年度へ持ち越さない事とする。
- 10 試合成立 1試合を通じて7名とし、6名以下となった場合は不戦敗扱いとする。
- 11 メンバー表 必要事項を記入の上、試合開始30分前までに本部へ提出すること。
- 12 ユニホーム 各チームは登録された色彩のユニホームを使用し、各選手はエントリー表に記入したものと同一の背番号を付して着用しなければならない。また、上記ユニホームと全く色彩の異なるものを準備携行しなければならない。  
**※FP・GKそれぞれで登録されているユニホームを着用する事。**  
**GKがFPで登録されているユニホームで出場する事は、原則認めない。**  
**(プレー中の怪我等による場合は除く、マッチミーティング時に対応は要打合せ)**
- 13 交替人数 競技開始前にエントリーした交代要員の中であれば制限しない。
- 14 試合球 使用球は各チーム持ち寄りとする。メンバー表と共に提出とする。
- 15 審判 各試合の審判(主審・副審・予備審)は各チーム(2名)の帯同審判員で行う。  
主審・副審・予備審の決定は話し合いでも可とする。  
準決勝の主審及び決勝戦の主審・副審は市協会より派遣する。  
**審判証を本部担当者に提示する事を必須とする。紙媒体、電子機器どちらでも可とする。**  
(マッチミーティングを実施するので試合開始60分前までに本部へ集合し打ち合わせをすること。)  
**※第1試合のマッチミーティングは、試合開始40分前に行うものとする**  
**※第2試合以降のマッチミーティングは、原則 前の試合のハーフタイム中とする**
- 16 表彰 1位から3位のチームまで表彰する。
- 17 その他 上記外の規則については、ブロックリーグの運営要項によるものとし何らかの問題が生じた場合は理事会にて協議する。